

人クローン個体の産生等を禁止する法律についての報告書

平成 1 1 年 4 月 1 9 日

人クローンに関する法律問題研究会

目 次

第1章 総説	1
1. 報告書作成の経緯と趣旨	1
2. 法律による規制を行う際に考慮すべき点	1
(1) 反社会性と反倫理性	1
(2) 法律による規制と国のガイドラインによる規制の比較	2
(3) 憲法上の諸権利との関係	3
3. 隣接する生命科学技術との関係	5
第2章 目的	6
＜要綱一 目的＞	6
説明	6
第3章 人クローン個体の産生の禁止	7
＜要綱二 人クローン個体の産生の禁止＞	7
説明	7
1. 規制の根拠	7
(1) 先端生命科学技術としての問題点	7
(2) 遺伝的形質の複製	8
2. 「人クローン個体」の定義	9
3. 目的による限定	10
4. 禁止行為の範囲	10
5. 刑罰	10
6. 禁止解除の必要性について	11
7. 未遂の処罰	11
8. 罰金刑	11
第4章 人クローン胚の規制	12
＜要綱三 人クローン胚の規制＞	12
説明	12
1. 規制の根拠	13
(1) 生命の恣意的操作	13
(2) 人の生命の複製	13
(3) 有用性と許可制	13
(4) 人クローン胚の使用	14
2. 「人クローン胚」の定義	14

3. 審査と許可	1 4
(1) 許可の要件	1 4
(2) 具体例	1 5
4. 許可・報告の手続き	1 6
5. ライセンス制について	1 6
＜要綱四 情報の公開＞	1 6
説明	1 6
第5章 人と動物のキメラ・ハイブリッド産生の禁止等	1 8
＜要綱五 人と動物のキメラ、ハイブリッドの産生の禁止等＞	1 8
説明	1 8
1. 規制の根拠	1 8
(1) 人の生命の恣意的操作等	1 8
(2) 個人の尊厳の侵害	1 9
2. 禁止行為の範囲	1 9
3. キメラ、ハイブリッド胚の作成の禁止	2 0
第6章 その他	2 1
＜要綱六 国外犯の処罰＞	2 1
説明	2 1
1. 国民の国外犯	2 1
2. すべての者の国外犯	2 2
＜要綱七 見直し規定＞	2 2
説明	2 2

第1章 総説

1. 報告書作成の経緯と趣旨

本報告書は、科学技術会議生命倫理委員会クローン小委員会において、人クローン個人の産生等の規制を法律とガイドラインとのいずれによるべきかが議論されている状況において、同小委員会から、委員の一人である町野朔に、仮にこれを法律により行うとした場合にはいかなる内容になるかを検討せよとの依頼があったことを受け、末尾記載のように、計9回の研究会を経て作成されたものである。

なお、本報告書の内容についての責任は町野が負うべきものであるが、ここで、研究協力者として参加された方々、ドラフト作成の作業を補助していただいた研究会事務局の方々（大洞龍真氏（科学技術庁）、辰井聡子氏（上智大学））に、謝意を表したい。

2. 法律による規制を行う際に考慮すべき点

本報告書は、以上の経緯からも理解しうるように、人クローン等の規制が法律によって行われるべきであるという前提に立つものではない。しかし、法律による規制の許されるのがいかなる場合であるかを検討し、併せて、いま一つの公的規制の選択肢であるところの国のガイドラインとを対比しておくことは、以下における具体的な規制のあり方を理解する上にも必要であるし、本報告書に期待されているところでもあると思われる。

(1) 反社会性と反倫理性

法律、特に刑法の倫理形成機能を重視する立場からは、行為が違法であり、許されないものであることを法律で明確にすることによって、当該行為の反倫理性を人々に宣言し、社会内に存在する倫理を安定・強固にすべきであると主張されることもある。しかし、法律による規制、特に刑罰を伴う規制の場合には、学会などの自主規制とは異なり、行為が反倫理的であるという理由だけで規制を行うことはできない。このような規制が正当化されるのは、当該行為を放置することによって社会に害がもたらされること、すなわち、行為に反社会性が存在することが必要であると思われる。上記の主張も、行為の反社会性をその反倫理性の内容の一つとしてしているのであるから、具体的結論においては異なるところはないといえよう。

もっとも、以上のような反社会性の概念は、近年、以下の2点において希薄化していることに留意しなければならない。第一に、これまでは、殺人、傷害、窃盗などの、個人の生命・身体・財産に被害を与える行為が反社会的行為として観念されていたが、現在は、個人の尊厳の侵害、社会制度の攪乱などのより抽象的な被害も重視されるようになってきているという点である。第二に、個々の行為が直接に被害をもたらすことが実証されていない場合であっても、同様の行為が大量に、あるいは継続的に行われる場合には被害がもたらされることが認められる以上は、当該個別的行為についても規制を行うことが可能と考えられるようになってきている点である。いわゆる「環境犯罪」はこのような例の一つではあるが、ここで問題の生命科学技術の濫用についても、同じことが当てはまるものといえよう。しかし、ここでは、環境汚染の場合のようにな可視的・

物理的な変化が見えにくいのであり、ここに生命科学技術規制の基本的問題が存在するのである。

(2) 法律による規制と国のガイドラインによる規制の比較

クローン小委員会においては、法律以外に考えられる公的規制手段として国のガイドラインが念頭にあった。それぞれの規制手段の特徴、得失は、概ね以下のようなものである。違法行為の防止のために法的制裁、特に刑罰を用いることが許されるためには、それ以外の手段によっては目的の達成が不可能である、あるいは、少なくとも、法的規制に伴う弊害の程度が規制目的との関係で甘受できる程度に低い場合でなくてはならないという「謙抑性の原則」は、多くの人の認めるところであるが、この原則のもとでは以下の諸点を慎重に考慮して、人クローンの法的規制の是非を考えなくてはならない。

①プロフェッションの自律性

ガイドラインによる規制は、医師、研究者などの高度の専門性・自律性を有する集団の自己統制力に期待するものであり、機関内部の自主的監視などを通して、より緻密でソフトな規制を行うことが可能であり、法律による規制よりもその実効性は高いといえる場合もある。また、法律による規制を行うと、刑罰の威嚇を意識するあまり、法律の規定が不明確な場合には、禁止行為の周辺領域の研究分野が必要以上に抑制されるおそれがある、さらに、自律性・独立性を有する集団に、国が直接的に介入することは、可能な限りさけるべきであるという見解もある。

②民主主義の要請と柔軟性

人クローン個体の産生の禁止・規制は、学問の自由、幸福追求権などの憲法上の権利を制限するものであるのだから（「(3) 憲法上の諸権利との関係」参照）、法律によって行われるべきであるという見解がある。国会の審議を経ることを通して国民の意思を反映したものと考えられるからである。生命倫理はまさに国民的議論が必要とされる問題なのであるから、より一層この理が妥当するともいえるであろう。さらに、法律による規制は、国会による民主的なコントロール手段を通して国民の権利義務を定めるルールを可視的にするのであり、法治主義の要請に応えるものであるともいえる。

他方、法律という形式をとらなくても、国会による行政のコントロールを不断に行えば問題はないという見解もありうる。また、新たに生じた事態に対して柔軟かつ機敏に対応できるのは行政機関であり、特に、進展の度合いの著しい生命科学技術に関しては、ガイドラインの方が、社会情勢の変化に応じて、適時に対処するという面はある。

③強制力の問題

人クローン個体の産生を国のガイドラインによって規制する場合は、内閣総理大臣の決定や各省庁の告示・通達の形式を取ることになる。これらは、対象となる研究機関等の自主性に期待した行政指導を明文化したものにすぎないのであり、法律としての強制力は存在しない。行政手続法（平成5年法律第88号）の第32条第2項は、行政指導に従わなかった者に対する不利益な取扱いを禁じているから、法律に基づかない行政指導に違反したことを理由として、制裁措置となるような不利益処分を行うことは公権力の違法行為ということになる。この場合には、せいぜい、公的な補助金の給付を止めることができるにとどまる。

日本においては、法律による強制的な規制を行わなくても、国がガイドラインで人クローン個体の産生を禁止するという方針を示せば、それに反してまで違反を行うような組織や個人は現れないという考え方もありうる。しかし、他方、1)外国の不妊治療医が実際に具体的計画を持って日本における人クローン個体の産生を行うと表明していること、2)人クローン個体の産生には決して大規模な機械装置や高度な技術が必要ではなく民間の資金により秘密裏に行うことが容易であること、さらに、3)人クローン個体の産生は商業的な利益に結びつきやすく、その資金的手当を公的な研究費等によらずに容易に行いうること、等を考慮すると、ガイドラインによる規制は、高い自制能力を有する医師、研究者以外の者に対して実効性があるか疑問である、という見方もある。

また、各国が法律による規制という方向を示している場合、国際協調の精神から、また特に日本が人クローン個体の産生行為が禁止されない「許される土地」となることを避けるためには、我が国も法的手段によって人クローン個体の産生の規制を行わなければならない、という指摘もある。

(3) 憲法上の諸権利との関係

人クローン個体の産生等を規制するにあたっては、規制を行うことによって制約される憲法上の諸権利との関係を考慮し、規制目的との関係において、それらの諸権利を不当に制限することのないよう配慮しなければならない。なお、規制がガイドラインにより行われる場合であっても、法律による場合と比較して程度の差はあるが、やはり憲法上の権利・自由の制約が問題となるのであって、この点の検討が必要であることに注意しなければならない。

①学問の自由

日本国憲法は、第23条において学問の自由を保障している。学問の自由に含まれるとされる学問研究の自由は精神的自由の一つであるとされ、これに制限を加えうるとしても、それは厳格な要件のもとで初めて許される。また、研究者、医師が高度の専門性・自律性を有する集団を形成していることに鑑み、その行動を規制する必要性の存否は、慎重に判断されるべきであると考えられる。

しかし、1)当該研究が、科学者の内面的な活動にとどまらず、社会に対して相当程度の不利益を与える外面的な活動であり、2)規制の方法が、研究者の内面の自由ではなく、当該研究の手段を規制するにとどまる場合であり、3)その規制の範囲が研究の自由を過度に制限することとなるような広範なものでない場合には、研究の自由も一定の制限を受けることがある^(注1)。

人クローン個体の産生に関する研究が研究者の内面にとどまっている限り、これを禁止することはできないが、実際にその研究計画を実施する行為が、後に述べるような様々な弊害をもたらすものであることが肯定されるのなら、これを禁止することも許されることになろう。

また、動物を使った研究や人の産生を目的としない研究を認めるならば、人クローン個体の研究手段が全く閉ざされてしまうということもない。そして、人クローン個体の産生に比較して社会的弊害が小さいと考えられる人クローン胚の作成・使用を伴う研究・医療を禁止する際にも、科学的あるいは医学的に有用な研究と考えられる場合には、

その禁止を解除するなど、学問の自由を不当に制限することのないよう配慮することが必要であると思われる。

(注1)

実際に研究の手段が制限されている例は、次のものがある。

1) 放射性物質の使用に関する規制に関する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和 32 年法律第 162 号)。一定量以上の核燃料物質の使用を行う研究等は内閣総理大臣の許可を必要とし、平和目的の利用であること、原子力の研究、開発及び利用の計画的遂行に支障を及ぼさないこと、災害防止上支障のないことなどを許可の要件としている。

2) 野生動植物の採取に関する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)。学術研究の目的であれば、禁止されている国内希少野生動植物及び緊急指定種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷を行うことができるが、環境庁長官の許可を受けることを義務づけている。

②治療を受ける権利

国民は、憲法第 13 条の幸福追求権にもとづいて、治療を受ける権利(医療へのアクセス権)を有すると考えられる。人クローン個体の産生という手段を用いることにより治療が可能となる疾病がある場合には、その治療の道を閉ざすことにより不当な権利侵害とならないかが、問題となる。例えば、無精子症あるいは無卵子症の夫婦が、不妊の対策として、夫婦どちらかの体細胞から人クローン個体を産生するケースが、現在想定されている。

しかし、人クローン個体を産生させることは、通常の生殖プロセスを補助するものではなく、不妊の原因を除去するものでもないものであり、そもそも不妊治療の範疇には入らないと考えられる。また、無性生殖であり単為生殖でもあるという点で、人間の生殖方法から逸脱したものである。以上のことから、人クローン個体の産生を禁止しても、治療を受ける権利を不当に侵害することにはならないと思われる。

なお、核移植を伴うという点で人クローン個体の産生と類似する事例として、ミトコンドリア異常症の母親が正常な実の子供を得るケースがある。しかしこれは、通常の受精により生み出された受精卵の核を除核した健常な卵に移植するというものであり、複数の同一の核遺伝子を持つ個体を産み出す結果には至らないから、人クローン個体の産生をもたらすものではない。

また、人クローン胚の作成・使用を伴う研究・医療を禁止する際には、医学的に有用である場合には禁止を解除するなど、治療を受ける権利を不当に制限することのない方法によることが必要であると思われる。

③リプロダクションの権利

憲法第13条の幸福追求権は、子供を持つ・持たない権利という、親の自己決定権に関する権利(リプロダクションの権利)をも含むとされている。上記の無精子症・無卵子症の両親の事例は、治療を受ける権利の問題であるとはいえないとしても、子供を持つ権利という意味でのリプロダクションの権利の問題であるとはいえるであろう。

しかし、このような場合においても養子縁組み、精子提供などの代替手段により子供を持つことそれ自体は可能であるから、不当にその権利が制約されているとは考えられない。

また、リプロダクションの権利は、自分の望んだ形質の子供を持つ権利をも含み、人クローン個体の産生の禁止はこの権利に抵触するという考え方もある。しかし、自分の子供にあくまでも遺伝的つながりを求めたり、さらには自らと遺伝的形質の同一の子孫という、自然界では期待し得ないような子供を得ようとしたりすることは、人クローン個体の産生の弊害を考慮するならば、認められるべきではないと考えられる。

3. 隣接する生命科学技術との関係

人クローン個体の産生技術は、人為的手段を用いて人胚や人個体を生み出すという点においては、体外受精等の生命科学技術と共通するところがある。また、人クローン個体の産生における問題点は、生まれてくる子供の身体的安全性の侵害、家族秩序の混乱、人間の育種、道具化・手段化など多岐にわたるが、これらは、体外授精技術、生殖細胞の遺伝子治療及び遺伝子組換えなどの、人胚や人個体を生み出す際に使用される他の技術についても、多かれ少なかれ当てはまるものである。

我が国における生命科学技術の規制は、現在のところ、国のガイドラインや学会の会告等によって行われており、法律による規制が行われている例はない。人クローン個体の産生等を法律で規制する根拠、範囲、形態等を検討する際には、これらの他の生命科学技術に対する規制のあり方との均衡を考慮する必要がある。また、人クローン個体の産生等を規制する理由なりうるものが、他の生命科学技術分野の規制においても同程度に存在していると考えられる場合は、その生命科学技術に関する規制のあり方についても、今後検討する必要があるかもしれない。

第2章 目的

＜要綱一 目的＞

この法律は、クローン技術等の近年の生命科学技術の著しい発展に伴い、技術の濫用による社会的、倫理的問題の発生が懸念されることにかんがみ、人クローン個体並びに人と動物のキメラ及びハイブリッドの産生を処罰するとともに、人クローン胚の作成及び使用等に関して必要な措置を定め、もって国民の権利及び自由を保護し、生命科学技術の適切な使用を確保することを目的とすること。

（説明）

要綱一は、本法律の目的、趣旨について規定する。

イギリスにおいて、完全に分化した羊の体細胞からクローン羊が誕生したこと、その後、各国においてクローン技術が発展してきていること、アメリカにおいてはいかなる細胞にも分化する能力を持つ人の胚性幹細胞が発見されたことなど、近年の生命科学技術の分野における著しい発展に伴い、人間を遺伝的に複製することや人間と動物が混合した生物を作ることが可能となり、社会制度や人間のあり方を根本から揺るがすような事態が懸念されている。要綱一の前段が「かんがみ」ているのは以上のような事態であって、人クローン個体の産生等を規制する法律の作成が検討されることになったバックグラウンドも、このような事情である。

本報告書で検討された法律の要綱が、人クローン個体の産生、人と動物のキメラ及びハイブリッドの産生は、それぞれ弊害の程度が著しいものとして全面的に禁止・処罰されるべきこと（要綱二、要綱五第1項、第2項及び第3項）、また、人クローン胚の作成・使用は原則として禁止・処罰の対象となり、例外的に、有用な研究、医療を行う場合には一定の条件の下に許可されるべきこと（要綱三）、適切な情報の公開に努めるべきこと（要綱四）、人と動物のキメラ及びハイブリッド胚の作成は原則禁止されるべきものであること（要綱五第4項）が、中段の具体的内容にあたる。

「もって」以下の示すこの法律の目的は、クローン技術等の生命科学技術により生じる様々な弊害による権利・自由の侵害から国民を守り、生命科学技術の使用が社会的、倫理的に妥当であり、適切に使用されることを確保することである。

第3章 人クローン個体の産生の禁止

＜要綱二 人クローン個体の産生の禁止＞

- 1 この法律において「人クローン個体」とは、特定の人（既に死亡した人を含む。）と体細胞の核遺伝子の遺伝情報を同一にする人をいい、その「産生」とはこれを出生させることをいうこと。
- 2 人クローン個体を産生する目的で、人の胚を人又は動物の子宮に着床させた者は 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- 3 2の未遂を罰すること。

（説明）

要綱二は、「人クローン個体の産生」が刑罰によって禁止されるべきことを規定している。人クローン技術が法律によって規制されるべきであるとしたときには、人クローン個体の産生がまず最初に禁止されるべき行為とされることになるであろう。

現在、日本産科婦人科学会の会告（「体外受精・胚移植」に関する見解（昭和58年10月））が、体外受精・胚移植を行う際にクローンなどの遺伝子操作を行った胚を使用することを禁止し、文部省の告示（大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針（平成10年文部省告示第129号））は、大学等における人クローン個体の産生を目的とする研究又は産生をもたらすおそれのある研究を禁止しているが、人クローン個体の産生を直接規制する法律は存在していない。

1. 規制の根拠

クローン技術により生まれた人クローン個体の特徴の一つは、その遺伝的形質が、遺伝情報の提供者である特定の人と同一であることである。遺伝的形質が同一であれば、その外見などの表現形質は、相当程度に遺伝情報の提供者と一致すると考えられる。そのために、それを目的として、特定の人とほぼ一致した表現形質を持つ「人クローン個体」の産生を企図する人々も出てきうる。もっとも、一卵性双生児の例を見ても明らかのように、人クローン個体とその遺伝情報の提供者は人格的には全く異なる人間である。

また、クローン技術は、男女両性の関与なしに子供を生み出すという無性生殖である。

これらを考慮するときには、人クローン個体の産生行為は、以下の理由から禁止されるべきものとされよう。

（1）先端生命科学技術としての問題点

人クローン個体の産生には、次に挙げるような、遺伝子組換え、遺伝子治療、代理母、精子提供、卵子提供等の他の先端的生命科学技術にも生じうる弊害、問題点が存在している。

①産まれてくる子供の身体的安全性等

現在の科学的知見によれば、分化した体細胞の核を未受精卵等に移植することにより人の個体を生み出した場合、正常の受精に比較して、成長過程で高頻度に障害が発生したり、死亡したりする可能性を否定することはできない。動物のクローンにおいては、出産直後の原因不明の死亡などが高頻度で起こっているとの報告もある。また、生まれてきた子供の寿命やその子孫に与える影響などの安全性に対する懸念も存在する。また、同一の遺伝情報を持つ人が複数存在することによって、人という種の遺伝的多様性が低下することも予想される。

②家族秩序の混乱

人クローン個体の産生は無性生殖であり、両性の関与、遺伝子の組み合わせの偶然性、両親との遺伝的なつながり等の人の生殖のあり方に関する観念に反するものである。

だが、人クローン個体の産生は、以上の抽象的・観念的な弊害以上に、親子関係、兄弟関係という家族秩序の基礎を混乱させるという具体的な弊害を生じさせる。また、生まれた子供にはその子供を誕生させたという意味での両親が存在しない。むしろ、遺伝的なつながりから見れば、遺伝情報の提供者の両親が遺伝的な両親ということになる。特に、未婚の女性が人クローン個体を産生した場合には、その子供には遺伝上の父親も法律上の父親も存在しないことになる。

③人間の育種、道具化・手段化

人クローン個体の産生は、特定の人と遺伝的形質を同一にする人間を作り出すために行われる。これは、人を特定の目的のために作り利用するということであり、人の育種であり、人間を道具化・手段化することである。そしてこれは優生学的政策への道を開くものである。このように、人間を専ら手段として取り扱うことを法が許容することは、「すべて国民は、個人として尊重される」としている日本国憲法第13条の趣旨に反することである。

(2) 遺伝的形質の複製

人クローン個体の産生には、以上のような先端的生命科学技術にも同様に生じうる問題に加えて、特定の個人の遺伝的形質を複製することによって、個人の尊厳を侵害するという、人クローン個体の産生に由来する固有の、重大な問題が存在している。そして、これが、仮に法律による規制を行うとした場合に、他の先端的生命科学技術に対する法的規制の存否にかかわらず、この行為に法的規制を加えるべきこととする主な理由であると考えられる。

上記の憲法第13条の保障する「個人としての尊重」は、すべての人は独自の人格を持った、一回限りの存在として尊重されなければならないことをも意味する。憲法第24条第2項の「個人の尊厳」も、人がこのような存在であることをも含意する。人為的に特定の人と遺伝的形質が同一な人を作り出す人クローン個体の産生は、産生された「人クローン個体」と、複製元の「特定の個人」双方の尊厳を侵害するものである。国家が「個人の尊重」を保障しなければならないなら、国家は人クローン個体の産生を禁止しなければならないであろう。特定の人と遺伝的形質が同一な人を意図的に作り出す行為を是認する国家は、個人の尊厳を認め、個人を尊重する国家とはいえないからである。これは、憲法第24条の「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」を保障するために、

刑法第 184 条が「重婚」を処罰しているのと同様の関係にあるといえる。

以上のように、人クローン個体の産生は個人の尊重という民主主義国家の基本的価値を否定する行為であるが、これを、人クローン個体として出生した個人の側から見るならば、その子供は、既に存在する遺伝的形質の複製元の人間とは別の人格を有するにもかかわらず、遺伝的形質が同一なこと及び身体的特徴等の表現形質が相当程度同一であることから、常に既に存在する人間との関係が意識され、独自の人格を持った一人の独立した人間として扱われる権利が侵害され、その尊厳が害されるという結果をもたらすものである。人クローン個体は、意図的・人為的に、特定の人間の遺伝的形質を複製した存在として出生させられるものであり、人間としての尊厳を侵害された存在として生きていかなければならない。この点が、人為的ではなく自然に産生され、かつ既に存在する人間の遺伝的形質を受け継ぐわけでない一卵性双生児との差異である。また、芸術家、スポーツ選手などの家系に生まれた子供などとは、その遺伝的形質における親との一致の程度に大きな差があるばかりでなく、その出生の事態においても明らかに異なった状態が存在する。

2. 「人クローン個体」の定義

以上のように、人クローン個体の産生を禁止する核心をなす理由が、特定の人々の遺伝的複製がもたらす弊害の防止にあると考えるなら、「人クローン個体」の意義も次のようになる。

(1) その遺伝的な複製が禁止される対象は、既に出生して社会に存在する特定の人、あるいは、かつて存在した特定の人であり、まだ人として出生していない胚、胎児はその対象とはならない。しかし、複製元が胚又は胎児であっても、それが既に出生したときには「特定の人」であるから、既に作成しておいたそのクローン胚を、後から子宮に移植する行為も禁止の対象となる。

(2) ミトコンドリアは核遺伝子とは異なる独自の遺伝情報を持っているが、人の遺伝情報の大部分は核遺伝子により伝えられる。また、現在のところ技術的に可能な人クローン個体の産生は核移植の手段に限られる。以上のようなことから、人クローン個体の遺伝的同一とは「核遺伝子の遺伝情報」の同一性とすれば足りると思われる。上の例のように、胚の分割を利用した人クローンの産生もありうるが、この場合は核とミトコンドリアの遺伝子双方において、その遺伝情報を同一にする場合であることになる。

(3) 体細胞の核遺伝子の遺伝情報が「同一」であるとは、表現形質が提供元と殆ど同一であることを予測させる程度にまで遺伝情報が一致していることを意味するのであり、塩基配列までが完全に同一でなければならないという趣旨ではない。人クローン個体においても、その体細胞の核遺伝子の塩基配列が表現形質に影響のない範囲で核の提供者の塩基配列と変異している可能性は否定できないのであり、また、同一個体の体細胞の間でもわずかな遺伝子の変異が見られることから、このような変異を理由にして、禁止が及ばないとするのは妥当ではないであろう。

他方、どこまで遺伝情報が一致していれば「同一」といえるか線引きすることは困難であるから、端的に、体細胞の核を移植することにより作成された胚を着床させる行為を規制の対象とする方が立法技術としては妥当であるという考え方もありうる。しかし、

これによるなら、逆に体細胞に遺伝子的変更をいかに加えてもクローンの産生として規制されることになってしまう。この問題は、結局「同一」の解釈によって解決されるべきことになろう。

3. 目的による限定

「人クローン個体を産生する目的」での子宮への着床を処罰すべきものとしているのは、下記4で述べるように、人クローン個体の産生の危険性が大きいという理由によるものであり、出生させることを意図せず、研究あるいは実験の目的でこのような行為を行った場合には、ここでの処罰の対象とはならない。「人クローン胚の作成行為」として規制される（要綱三）ことがあるのは別論である。

これに対して、人クローン個体の産生を目的としない人の胚の着床として考えられる行為は中絶が行われることを前提としているのであり、中絶行為は堕胎罪を構成するのであるから、産生を目的としない着床を直ちに禁止・処罰しても処罰の範囲が過大ではなく不当とはいえないという考え方もある。しかし、堕胎罪を構成する行為が行われたときには、それで処罰すべきであり、実験目的で着床させただけで人クローン個体の産生の試みとして処罰することはやはり不当であろう。

4. 禁止行為の範囲

具体的な禁止行為を、「人の胚を人又は動物の子宮に着床させること」としたのは、以下を考慮したためである。

- 1) 現在の技術では、人又は動物の子宮を経ずに、人工子宮等により人の胚を個体まで育成することは不可能であると考えられる。
- 2) 一旦人の胚が子宮に着床すれば、人工中絶、流産等がない以上、人の個体が出生される可能性がかなり高く、着床時点で禁止することが適当である。
- 3) 着床ではなく出生させることを禁止対象行為とすると、未遂成立の時期が出生の直前まで遅れることにもなり得る。例えば、人クローン個体の産生を目的としていたが、初期の段階で流産してしまった場合なども処罰されないことになりうる。これは妥当でないと思われる。

また、着床行為だけを処罰し、着床が行われてしまった後の産生行為自体を処罰の対象としなかったのは、このような行為を処罰すると（クローン）胎児の中絶を強制することになり、胎児の生命の保護という観点からは妥当でないと考えられるからである。

5. 刑罰

「1. 規制の根拠」で述べたように、人クローン個体産生の法益侵害性は重大であるから、これを法律によって禁止するとしたなら刑罰を科すことが自然であろう。また、禁止を実効たらしめるためにも、刑罰は必要であると思われる。韓国で一時期提案されていた法案には、刑罰を科さないで禁止を宣言するにとどめるものもあった。しかし、法律は単に規範の宣言にとどまるものではなく、違法結果の防止を目的とするものである。そしてそのために法律を用いる以上、刑罰を規定しない理由はないように思われる。

6. 禁止解除の必要性について

第1章で憲法上の権利との関係に関して検討したように、現在のところ、人クローン個体の産生を例外的に許容すべき場合があるとは思われない。

なお、人クローン胚を作成すること、それを使用して研究を行うことに関しては、次章で検討している。

7. 未遂の処罰

胚を子宮に移植しても着床しないことはあるが、4で述べたように、着床した場合には、人工中絶、流産などを経ない限り人の個体が出生される可能性がかなり高い。従って、着床の未遂も禁止・処罰する必要がある。要綱二第3項はこの趣旨である。

人クローン胚を作成すること、あるいは着床までの間胚を育てることだけでは、未遂はまだ成立せず、胚を子宮に移植する行為など着床が生じる可能性のある行為があることが必要であると思われる。それ以前の予備にとどまる行為は、次章で述べるように人クローン胚の作成として規制の対象となる。

8. 罰金刑

人のクローンの産生は営利を追求する商業的行為として行われる可能性が高く、このような行為に対しては利益剥奪の趣旨を含む財産刑が適当である場合もあろう。本要綱案が懲役だけでなく罰金を科すこととしたのは、このような理由による。

第4章 人クローン胚の規制

＜要綱三 人クローン胚の規制＞

- 1 この法律において「人クローン胚」とは、人（既に死亡した人を含む。）、人の胎児又は人の胚（卵割前のものを除く。）の体細胞の核を、人又は動物の除核卵に移植して作成された胚をいうこと。
- 2 人クローン胚を作成した者は、 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。ただし、研究又は医療の 目的のために行った場合は、この限りではないこと。
- 3 研究又は医療の目的のために人クローン胚を作成しようとする者は、あらかじめ、国の許可を得なければならないこと。国の許可を受け ずに、又は許可の範囲を超えて、研究又は医療の目的のために人クローン胚作成を行った者は、 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- 4 人クローン胚を使用した者については、第2項と同様に扱うこと。研究又は医療の目的のために人クローン胚を使用しようとする者及び 使用した者については、第3項と同様に扱うこと。
- 5 国は、当該研究又は医療が、国民の権利及び自由の保護という観点において是認しうると認められる場合であり、かつ生命科学の研究又は医療のため特に必要と認められる場合でなければ第3項及び第4項の規定による許可を与えてはならないこと。
- 6 国は、第3項及び第4項の規定による許可を行う際には、専門家からなる審査機関の意見を聞くこと。
- 7 第3項及び第4項の規定による許可に関して必要な事項は、省令等で定めること。
- 8 人クローン胚の作成又は使用を伴う研究又は医療を行う者は、省令等で定めるところにより、当該研究に関する記録を作成し、これを国に提出すること。

（説明）

要綱三は、研究・医療という正当な理由なくして行われる人クローン胚の作成・使用を禁止し、正当な理由のあるそのような行為も国の許可を得なければならないものとしている。これによって、人クローン胚の作成を伴う研究は、要綱二の絶対的禁止の対象である人クローン個体の産生の周辺の行為として、相対的規制の対象とされることになる。

現在、日本産科婦人科学会の会告（「体外受精・胚移植」に関する見解（昭和58年10

月)は、体外受精・胚移植を行う際にクローンなどの遺伝子操作を行った胚を使用すること、文部省の告示(大学等におけるヒトのクローン個体の作製についての研究に関する指針(平成10年文部省告示第129号))は、大学等における人の体細胞由来の核の除核卵細胞への核移植を伴う研究を、それぞれ禁止しているが、人クローン胚の作成・使用に関する法規制は存在しない。

1. 規制の根拠

(1) 生命の恣意的操作

人クローン胚を含む人の胚一般の作成・利用、人の胚・配偶子の遺伝子操作、核移植技術を用いた人胚の作成等は、すべて人間の生命の恣意的操作につながりうるものである。また、胚は人の生命そのものとはいえないにしても、その萌芽というべき存在なのであるから、以上の生命科学技術は、人の生命の保護という観点からも重大な問題を含みうるものである。

(2) 人の生命の複製

人クローン胚の作成には、さらに次のような問題がある。

①「要綱二 人クローン個体の産生の禁止」の説明においては、人間は個人として尊重されなければならないとした(第3章 1. 規制の根拠(2))。憲法第13条の保障する「個人としての尊重」は、すべての人は独自の人格を有する、一回限りの存在として尊重されなければならないことをその内容としている。「個として尊重されるべき存在である」ことが、すべての人間について保障されるべきであるとすれば、同じ趣旨は、個としての人間の萌芽である、受精に始まる人の生命についても認められるべきであろう。他人の生命を模して人の生命を作る行為は、人間が「個」として尊重されるべき存在であるという原則を、やはり否定するものである。

②人クローン胚の作成が人クローン個体の産生の目的を持って行われる場合には、それは個体の産生の予備行為である。また、人クローン胚の作成そのものは、人クローン個体の産生の目的で行われたのでない場合であっても、保存された人クローン胚がその後何らかの事情により用いられ、人クローン個体の産生に至る可能性も否定できない。

さらに、遺伝的形質の提供元とその遺伝的形質が同一であることを利用して、そこから免疫拒絶反応の起こらない臓器を採取する目的で不完全な人個体を作成するなど、人クローン胚の作成・利用は不当な生命科学技術の濫用につながる可能性も有している。

(3) 有用性と許可制

他方では、人クローン胚の作成を伴う研究は、発生学等の基礎研究や、医療の向上のための研究として有用であること、また将来医療に貢献する可能性があることも否定できない。学問研究の自由を尊重する意味でも、人クローン個体の産生ほど重大な弊害をもたらさない人クローン胚の作成に関しては、それを行うことに正当な理由があり、またその内容が上記のような観点からしても是認しうるものである場合には、研究・医療のためには、一定の限度で許容されるべきであると思われる。

しかし、正当な目的による場合であっても、人クローン胚の作成は(2) ①に述べたような問題を有する行為であり、さらに(2) ②のように、人クローン個体の産生につながるおそれ、濫用のおそれがあることも否定できない。よって、事前に国がその実施状況

を把握することにより適切な対応行い、透明性を確保することは、生命科学技術の使用に関する国民の不安を払拭するという観点からも重要であると考えられる。

無許可ないし許可の範囲を超えた研究・医療目的の胚作成行為は、研究・医療という正当な理由で行われたものと認められる限りにおいて、第2項における正当な理由のない胚の作成ではないから、同項の禁止の対象とはならない。ただ国のコントロールを免れる行為として、第3項の規定する制裁を受けるにとどまる。

(4) 人クローン胚の使用

既に作成された人クローン胚を使用する行為は、自ら人クローン胚を作成することがなくとも、人クローン胚の作成、とりわけ、本規制の及ばない外国における組織的な人クローン胚の作成を助長するおそれがある。また使用そのものが人クローン個体の産生につながり、技術の不当な濫用の可能性もある。このようなことを考慮するなら人クローン胚の使用も、その作成と同様に規制することが適当であると思われる。第4項はその趣旨である。

2. 「人クローン胚」の定義

「人クローン胚」は、「体細胞の核を人又は動物の除核卵に移植して作成された胚」である。これは、「人クローン個体」を「体細胞の核遺伝子の遺伝情報を同一にする人」とした（要綱二第1項）のとは異なっている。

この定義により、初期胚を分割して同一の遺伝情報をもつ二つの胚を作成する行為は規制の対象からはずれる。このような行為は、そもそも「人の生命を複製する」というクローンの概念に当てはまるか疑問があるが、これを措くとしても、多数の分割胚が作成されるような自体が予想できない現在、このような行為に規制を加える必要はないと思われる。また、逆に、既に作成された人クローン胚に遺伝的改変を加えたことにより、核遺伝子の遺伝情報を同一にするとまでいえなくなった人胚についても、使用の規制が行われることになる。このような使用も人クローン胚の濫用につながり、また、その作成を助長する危険は存在するからである。

要綱は、人の体細胞だけでなく、胎児、胚（卵割前のものを除く。）の体細胞の核を除核卵細胞に移植してクローン胚を作成する行為も規制の対象としている。これに対しては、そこまで規制を及ぼすことは行きすぎではないかという意見もありうる。しかし、これらの行為も人クローン個体の産生の前段階としての意味を持ち、個人の尊重を前提とする社会通念に反し、濫用の危険性もある以上、これに規制を加える必要のあることは否定できないと思われる。また、卵割前（一細胞期）の胚の核を移植することは、胚を複製したとはいえないこと、人クローン個体の産生のおそれがないことから、対象としていない。

3. 審査と許可

第5項は、人クローン胚の作成・使用を伴う研究・医療の許容要件を定め、第6項は国にその審査義務を課する。

(1) 許可の要件

第5項は、要綱一の趣旨から、①研究・医療目的の人クローン胚の作成が、国民の権

利及び自由の保護という本法律の目的に照らして是認しうるものであること、②研究・医療目的の人クローン胚作成が、生命科学の研究・医療のために特に必要であること、の2点を研究・医療目的での人クローン胚作成許可の要件としている。

例えば、体細胞提供者に十分なインフォームドコンセントが与えられず、実施に際して安全性も確保されていない場合などは、関係者の権利が侵害されているのであり、「国民の権利及び自由の保護の観点から是認しうる」場合ではない。また、入手経路に問題のある人クローン胚の使用、国民の「生命に対する畏敬の念」を著しく害するような行為も、国民の権利及び自由の保護の観点から許可を与えることはできないと思われる（下記(2) ①参照）。

胚の作成が、生命科学の研究・医療のために特に必要であるとは、当該研究・医療が生命科学の研究・医療にとって有用であり、かつ、それを行うためには人クローン胚の作成が必要不可欠であると認められる場合をいう。

国は、本法の目的にかんがみ、上記の許可の要件①②について慎重に検討した上で許可を与えなければならない。その判断に際しては、生命倫理学、分子生物学、生命医療科学、法学等の広範囲の専門家の意見を聞かなければならないであろう。

なお、一定の限度であっても人クローン胚の作成を伴う研究を許容することは、本章の冒頭で述べたように学会や国のガイドラインの下で、事実上人クローン胚の作成が全面的に禁止されている現状を大きく変更するものである。このことを考慮するならば、許可の範囲の確定にはさらに慎重な検討が必要となろう。

(2) 具体例

以上の要件の下では、例えば、臓器移植における拒否反応を回避するために、胚性幹細胞（ES 細胞）を用いて人の臓器やその幹細胞を作成することを目的とした研究のために、人クローン胚を作成することなどは許容されることになるだろう。他方、次のような行為は禁止されることになると思われる。

①不完全な人個体産生のためのクローン胚作成

移植用の、拒否反応を起こさない臓器を得るための研究の一方法として、人クローン胚の培養による臓器作成の実験がある。現段階では、臓器だけを単独で作成することは、不可能であり、完全な人個体に近い個体の作成を伴う必要がある。このことから、移植を受ける人のクローン胚を作成し、個体を産生する、あるいは、作成されたクローン胚に何らかの変更を加え、不完全な個体を作成するということが考えられる。人クローン個体を産生することは、要綱二の禁止・処罰するところであるが、不完全な人個体の産生はこの限りではない。しかし、このような行為は、人の生命に対する国民の畏敬の念を損ない、国民の権利及び自由を侵害するものであり、許可され得ないものであると思われる。

②人クローン個体の産生につながる事が明らかなクローン胚作成

人クローン胚の作成は、人クローン個体の産生を目的とした人クローン胚の子宮への着床行為、その未遂の前段階であり、人クローン個体の産生を目的とする場合であっても、要綱二の禁止の対象には含まれない。しかし、人クローン個体の産生につながる人クローン胚作成は、許容し得ないものと考えられる。したがって、クローン胚作成の段階で、それが人クローン個体の産生につながる事が明らかな場合には、国民の権利及

び自由の保護という観点において、医療・研究の目的であっても、許可の対象とはなり得ない。

4. 許可・報告の手続き

研究・医療目的でのクローン胚の作成・使用の許可を国から得る手続きは、総括責任者からの施設の長への研究等の計画書の提出→施設の審査委員会の意見→主務大臣の意見（意見を述べる際には専門家の委員会の意見を聴取）→施設の長の了承→実施→結果の報告という、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（厚生省告示平成6年第23号）に準じたものとなろう。届出、審査の手続き、施設内審査委員会の設置、結果報告書等の書式などについては、省令等で定めるのが適切であると思われる。

5. ライセンス制について

クローン胚の作成・使用を伴う研究・医療の状況を把握する方法の一つとして、クローン胚の作成・使用を行う研究・医療機関のライセンス制度が考えられる。これは、クローン胚の作成・使用を行おうとする機関として認可されたもの、又は届出を行ったものだけに、クローン胚を取り扱うことを認めることとし、状況の把握、管理を事前にかつ効率的に行おうとするものである。

しかしながら、一般に人胚の取り扱いを行う機関全体を把握するのが適切であり、クローン胚の作成・使用だけを行う機関のみを対象とするのは効率的とは思われない。また、クローン胚の作成・使用自体は周辺の環境に悪影響を及ぼすことはなく、施設自体の安全性を要求するほどの危険が特に認められないのであり、従来の考え方によるなら、これにライセンス制度を導入する必要はないことになる。

研究・医療機関のライセンス制は、将来、人の胚を中心とした他の先端生命科学技術の規制を検討する際にあわせて検討すべきものである。

＜要綱四 情報の公開＞

1 人クローン胚の作成又は使用を伴う研究又は医療を行おうとする者は、当該研究又は医療に関する情報の適切かつ正確な公開に努めなければならないこと。

2 国は、人クローン胚の作成又は使用を伴う研究又は医療に関する情報の適切かつ正確な公開に努めなければならないこと。ただし、その公開に当たっては、個人のプライバシー、研究の独創性及び知的所有権に適切な配慮を行うこと。

（説明）

人クローン胚の作成・使用を伴う研究・医療は、それが人クローン個体の産生につながる、あるいは濫用の危険性があるという不安を与えることなく、国民の理解を得て行われなければならない。そのためには、研究の目的、過程等の正確な情報が公開され、

研究の透明性が確保されることが必要である。

そこで、要綱四第1項は研究者個人の自主的な情報公開に関して、第2項は国の情報公開に関して、それぞれ努力義務を規定する。努力義務にとどめたのは、情報公開を行う際には、要綱にあるように個人のプライバシー、研究の独創性及び知的所有権に適切な配慮を行わなくてはならないが、その方法及び公開の程度については、今後議論が必要であり、国のガイドラインや研究者の自主的な取り決めに基づいて行うことが適当であると考えられるからである。

国が提出された研究計画について審査を行う場合には、専門家からなる審査機関の意見を聞くことになるが、その審査過程を公開することも、第2項による情報公開の要請するところである。しかし、医学的な観点から行われる治療においては個人のプライバシーに対する配慮が必要であり、さらに基礎研究の分野では研究の独創性及び知的所有権の保護に対する配慮も必要である。このようなことから、審査過程の公開はある程度制約されることも考えられる。情報公開の具体的方法については、今後さらなる議論が行われるべきであろう。

なお、国民のクローン技術に対する不安の払拭という観点からは、哺乳動物においてのクローン技術の適用についてもその情報の公開をはかる必要はあろう。しかし、研究の自由、研究者の自律性についても十分な配慮を行う必要があるのであって、現在のところは、学会や国のガイドラインにおいて対応することで足りるものと考えられる。

第5章 人と動物のキメラ・ハイブリッド産生の禁止等

＜要綱五 人と動物のキメラ、ハイブリッドの産生の禁止等＞

- 1 (キメラ) 人の細胞と動物の細胞の双方を有する生物を産生する 目的で、人の胚その他全能性を有する細胞と、動物の胚その他全能性を有する細胞とを混合してできた胚を人又は動物の子宮に着床させた 者は 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこれを 併科すること。
- 2 (ハイブリッド) 人と動物の交雑した生物を産生する目的で、人 の精子によって動物の卵細胞を受精させてできた胚又は動物の精子に よって人の卵細胞を受精させてできた胚を人又は動物の子宮に着床さ せた者は 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこ れを併科すること。
- 3 1及び2の未遂を処罰すること。
- 4 正当な理由なく、人と動物のキメラ胚又はハイブリッド胚を作成し た者は、 年以下の懲役若しくは 円以下の罰金に処し、又はこ れを併科すること。

(説明)

要綱五は、人と動物の遺伝形質を併せ持つ生物、キメラ・ハイブリッドの産生などを禁止している。人クローン個体の産生とその周辺行為の法的規制の検討を目的とする本報告書が、このことまで検討する必要はないとも考えられる。しかし、人クローン個体の産生を超える問題を有するこのような行為の取り扱いを検討しないのは不均衡であるともいえよう。本報告書は、検討の結果、人クローン個体の産生を禁止・処罰するのなら、同様の規制をキメラ・ハイブリッドについても及ぼすことが適当であると考ええる。

現在、日本産科婦人科学会の会告（「体外受精・胚移植」に関する見解（昭和 58 年 10 月））は、体外受精・胚移植を行う際にキメラ・ハイブリッドなどの遺伝子操作を行った胚を使用することを禁止しているが、人と動物のキメラ・ハイブリッドに関する法規制は存在しない。

1. 規制の根拠

(1) 人の生命の恣意的操作等

何らかの目的で、あるいは無目的に、人間と動物の種別を曖昧にする生物を作り出すことは、人の生命の恣意的操作のうちでももっとも重大なものであると考えられる。さらに、人と動物のキメラ・ハイブリッドは、生み出される生命の身体的安全性の問題、その生命の産生をめぐる家族関係の混乱など、多くの他の先端生命科学技術にも生じうる問題を生じさせる。

(2) 個人の尊厳の侵害

人と動物の遺伝子を混ぜ合わせて、アイデンティティの不明な生物を作り出すことは、人間という種の完全性を害する行為である。キメラ・ハイブリッド個体の作成は、これに加えて、特定の人の遺伝的形質をもって生み出される個体の尊厳、個体に自らの遺伝形質が受け継がれることとなる特定の人の尊厳の両者においても、重大な問題を有している。それは、人クローン個体の産生に含まれる問題と同質のものであるともいえる。

ある子供が、人と動物のキメラ・ハイブリッドとして作られた、という事実は、その子供の尊厳を著しく害するものである。すべての人間は、自由な、完全な人間として生まれてくる権利を保障されている。生まれてくる子供が、自らが個人として尊重されるべき一人の人間であることを確信できないという事態、そして、社会から不完全な人間として扱われるという事態を恣意的に招来することは許されない。また、遺伝形質の提供者についても、自らの遺伝子が動物と人のキメラ・ハイブリッドの作成のために利用されるということ、自らの遺伝形質を受け継ぐ「子孫」が、動物の混ざった、人間として不完全なものであるということは、その人の、一人の個人としての尊厳を損なうものである。

このように、キメラ・ハイブリッド個体の産生は、個人の尊重という憲法上の基本的価値に著しく反する行為である。もっとも、産生されるキメラ・ハイブリッドが既に人とはいえない存在であるときには、その生命に関しては個人の尊厳の侵害を問題にすることはできないであろう。しかしこの場合でも、その生命に自分の遺伝的形質が受け継がれた人の尊厳の侵害は存在する。また、これは人という種の完全性を侵害し、生命操作として許容される範囲を著しく超えるものである。しかも、現状では、産生されるキメラ・ハイブリッド個体がいかなるものとなるかを十分に予測することができないため、これら個体産生の試みはつねに人間を産生する危険を持ち、個人の尊重を害する可能性を有していることになる。

2. 禁止行為の範囲

本要綱第1項、第2項及び第3項の規制の対象は、人の胚又は胚性幹細胞と動物の胚又は胚性幹細胞の混合によるキメラの産生と、人の配偶子と動物の配偶子の受精によるハイブリッドの産生である。いずれも、人クローン個体の産生と同様に、個体を産生する目的をもって胚を着床させた段階で既遂となる。

人間と人間のハイブリッドは通常の受精であり、本条による規制の対象には含まれない。人間と人間のキメラの作成は、人の生命操作としては倫理的には許されない行為であるといえよう。しかし、これと、人為的手段によって作られる人同士のハイブリッドとの質的な相違は必ずしも明確ではない。また、人間という種の完全性を害するものともいえない。このようなことから、現段階においては、あえてこれを処罰の対象とする必要はないように思われる。しかし、その倫理的な問題は小さいとはいえず、他国には人と動物のキメラ・ハイブリッド作成と同様に処罰している例もあることからすれば、将来において規制を検討する必要は生じるかもしれない。

また、動物の胚に人間の遺伝子を組み込むことにより、人間の免疫物質などを作り出

す動物を産生する行為（薬の製造等に用いられる）や、人間への移植の際に拒否反応を起こさない臓器を得る目的で、動物の臓器に人間の遺伝子を組み込む行為、逆に、人間の胚に動物の遺伝子を組み込む行為も本要綱の対象ではない。後者には技術的安全性に懸念があり、人間の生命の恣意的操作につながるものである点などを考慮すると、これが自由に行われることは好ましいことではないと思われる。しかし、これについては、人の胚の遺伝子組換え一般の規制という枠組みの中で検討がなされるべきであると考えられる。

3. キメラ・ハイブリッド胚の作成

キメラ・ハイブリッド胚の作成にも、個体産生の禁止理由に連なる作成された生命についての個人の尊厳の侵害が認められる。また、人クローン胚の作成を禁止・規制していること（要綱三）との均衡からも、本要綱はキメラ・ハイブリッド胚の作成についても、これを禁止するものとしている。しかし、これらの規制を行うと、研究、医療上有益な行為として広く行われている動物の細胞等の利用に対して萎縮効果を及ぼすおそれがあること、また研究者等がキメラ・ハイブリッド胚をいたずらに作成する可能性はそれほど大きいとは思われないことから、現段階では規制を行うのは妥当でないという意見もありうる。

人クローン胚の作成の場合とは異なり、キメラ・ハイブリッド胚の作成については、現状ではそれを許容すべき研究、医療上の有用性はほとんど認められないから、その作成について許可制を採ることは想定していない。しかし、人間の精子のアクティビティを検査するためにハイブリッド胚を作成する方法は、英国においては有益なものとして許容されていることを考慮するなら、その目的でのハイブリッド胚の作成を「正当な理由」を持つものとして許容することが妥当であろう。

キメラ・ハイブリッド胚の使用に関しては法的な規制を提案していない。これは現在のところ、これらの胚の作成が計画的・継続的に行われることが予想されないところから、その使用を禁止しなくても作成行為が助長されることはないと考えたためである。しかし、将来においては、検討する必要も生じるかもしれない。

第6章 その他

＜要綱六 国外犯の処罰＞

要綱二第2項及び第3項並びに要綱五第1項、第2項及び第3項は、国外で行われた日本国民の行為にも適用すること。

（説明）

要綱六は、人クローン個体の産生及びキメラ・ハイブリッド個体の産生の罪について、国民の国外犯を処罰すべきことを規定している。

1. 国民の国外犯

我が国を含む国際社会は、人クローン個体の産生のような行為は許されるべきでないという点において一致した見解を持っている。第29回ユネスコ総会において採択されたヒトゲノムと人権に関する世界宣言第11条は、人クローン個体の産生等を人間の尊厳に反する行為として許されないものとし、各国及び国際機関に対し、禁止されるべき行為の特定、その防止のために協力して適切な措置を講ずるよう要請している。また、デンバーサミット8カ国首脳宣言においても、人クローン個体の禁止のために適切な国内措置及び緊密な国際協力が必要であるという認識が示されている。また、ヨーロッパの主要国は、すでに人クローン個体を禁止する国内法を持っており、立法に向けて準備を進めている国もある。

しかし、人クローン個体を禁止すべきであるという点に合意はあるものの、すべての国が人クローン個体を禁止する法律を作る方向に向かっているわけではない。ガイドラインによる規制で足りると考えている国もある。したがって、我が国が人クローン個体を禁止する立法を行った場合、我が国の研究者が法的規制のない国あるいは規制の緩やかな国に研究施設を作り、人クローン個体の産生等の行為を行う可能性は否定できない。そして我が国の研究者によってそのような脱法行為が行われることとなった場合、国際社会からの非難を免れることはできないであろう。

人クローン個体の産生等の行為を有効に禁止するためには、ヒトゲノムと人権に関する世界宣言、デンバーサミットの首脳宣言のいうように、国際協調が不可欠である。我が国には、我が国の利益に関係する範囲で、可能な限りの措置をとることが要請される。少なくとも、立法を行うことによって日本国民の海外における脱法行為を促進するようなことのないようにすることは、国際社会における我が国の責務であると考えられる。

すなわち、本要綱は、当該外国においても人クローン個体の産生等の行為について否定的な態度が示されていることを前提として、特に我が国の国民による外国の利益の侵害が予想されることから、当該外国の利益を侵害しないために、我が国として必要な措置を講じようとするものであり、その目的は国際協調にある。相手国の利益の保護のための国際協調として国外犯を処罰する場合には、相手国においてもその行為が禁圧の対象とされていることが必要と考えられる。人クローン個体、キメラ・ハイブリッド産生の禁止については、前述のように、国際的な合意があると認められることから、このよ

うな要件は満たされているといえよう。我が国でも同様の議論があるように、法律による規制を行っていない国のほとんどは、クローン産生等の行為が実際に行われる可能性はほとんどなく、現状では必ずしも立法を行う必要性がないと考えているにすぎず、人クローン個体の産生等が行われてはならないという点では一致しているのである。

以上のように、国際社会において我が国の果たすべき役割を考慮し、人クローン個体の産生及び同様の観点から禁止されるキメラ・ハイブリッド個体の産生について、国民の国外犯を処罰するのが妥当であると考えられる。なお、人クローン胚の作成及び人と動物のキメラ・ハイブリッド胚の作成については、人クローン個体やキメラ・ハイブリッドの産生とは異なり、規制を行うことについて必ずしも国際的な合意があるとはいえないことに鑑み、国外犯としての処罰までは行わないこととした。

2. すべての者の国外犯

国外犯の処罰の方法としては、国民の国外犯を罰するだけでなく、行為者の国籍を問わずすべての者の国外犯を処罰するいわゆる「世界主義」を採ることも考えられる。しかし、国内法上、世界主義を採ることが要請され、かつ許されるのは、侵害される法益が本質的に国際社会に属すると考えられる犯罪（国際交通の安全を害するものとしてのハイジャック、海賊や、世界的な国家秩序を害する行為としてのテロリズム、あるいは人道に対する罪であるジェノサイド等）に限られると解されることから、国民の権利の保障を目的とする人クローン個体の産生等の禁止には必ずしもふさわしくないとと思われる。

＜要綱七 見直し規定＞

この法律の規定については、この法律の施行後 年を目途として、科学技術の進展、社会情勢の変化、その他この法律の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（説明）

要綱六は、法律の「見直し」の必要性を規定する。

例えば、ほ乳類の体細胞を利用したクローン個体の産生や人の胚性幹細胞の発見など近年の生命科学技術の著しい進展を考慮すると、今後本要綱の規定していない方法により人クローン個体や人と動物のキメラ・ハイブリッドが産生される可能性もある。また、人の胚の扱いなど生命倫理に対する社会の考え方も変化することも予想しうる。さらに、人クローン胚に関する研究等の規制を、許可の範囲の問題を含め、学問の自由との関係で再検討する必要も出てきうる。人の胚全般の研究及び使用に関する新たな法律による規制が行われるようになったときには、本法律とそれとの整合性をはかる必要もある。

しかし、人クローン個体の産生等を禁止する法律の主な目的は、個人の尊重などの憲

法上の重要な原則を保護することであり、これらを侵害する行為が犯罪と評価されていることが、一定期間経過後に変化してしまうものとは考えられないことから、当然に法律が失効するサンセット条項としないことが適当であると思われる。

人クローンに関する法律問題研究会研究協力者

井田 良 慶應義塾大学

趙 晟容 上智大学

矢島 基美 上智大学

山本 輝之 帝京大学

人クローンに関する法律問題研究会開催日時

- 第1回 平成11年2月 8日（月） 16：40～22：20
- 第2回 平成11年2月16日（火） 17：00～20：00
- 第3回 平成11年2月25日（木） 17：00～21：00
- 第4回 平成11年3月 4日（木） 17：00～21：00
- 第5回 平成11年3月12日（金） 10：00～13：00
- 第6回 平成11年3月19日（金） 14：30～20：30
- 第7回 平成11年3月23日（火） 18：00～21：30
- 第8回 平成11年4月 1日（木） 13：00～17：00
- 第9回 平成11年4月19日（月） 9：30～12：00